

白子町プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

白子町商工会（以下「商工会」）は、白子町プレミアム付商品券（以下「商品券」という）事業において商品券の取扱事業者の募集と換金事務を行う。

そのため、商品券を取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という）を下記により募集する。

記

令和元年6月

（登録資格）

1. 白子町内に事業所を有し当該事業に参加を希望する事業者

- (1) 商品（食料品、衣料、薬、電化製品、ガソリン等）を販売する小売業
- (2) 飲食物を調理提供する飲食業
- (3) 洗濯、理容、美容、旅館等の役務を提供するサービス業
- (4) 建設、建築、補修、修繕等を行う土木建築及び不動産業
- (5) 自動車、バイク、自転車等販売、修理、車検等の役務を提供するサービス業
- (6) ビデオ、CD等の貸し出し等を行うレンタル業
- (7) その他 商品券発行事業の趣旨に該当する事業

（登録の申請）

2. 取扱事業者としての登録を行おうとする者は、別紙「白子町プレミアム付商品券取扱事業者申請書兼誓約書」（以下「申請書兼誓約書」）に署名・捺印し必要事項を記入の上、商工会に申し込むものとする。

（申請書兼誓約書の登録期間）

3. 取扱事業者としての登録を行おうとする者は、下記の期間内に申請するものとする。

- (1) 受付期間 令和元年7月1日（月）から令和元年8月9日（金）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時（但し、土、日、祝日を除く）
- (3) 受付窓口 商工会
- (4) 持参するもの ①申請書兼誓約書 ②通帳又は通帳見開き部分のコピー
③印鑑（法人の場合は代表印）
④法人：商業登記簿謄本又は営業許可証（原本）
個人：確定申告書・決算書又は営業許可証（原本）
※④の書類は商工会員不要

但し、上記期間を過ぎても登録申請は可能であるが、商品券引き替え時に配布される取扱事業者一覧に掲載されない場合がある。

（登 録）

4. 商工会は2により申請のあった事業者等が登録資格を有することを確認のうえ、当該事業者に対し「白子町プレミアム付商品券取扱事業者登録証明書」を交付する。

(登録取消)

5. 取扱事業者としての登録を取消したい者は、「白子町プレミアム付商品券取扱事業者取消願」に記名・押印し、商工会に申し出るものとする。

(取扱期間)

6. 取扱事業者は商品券を持参した者に対し、令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)に限り、券面記載相当額の物品の販売、あるいは役務の提供を行い取扱期間の経過したものは無効とする。

(換 金)

7. 6の取引により商品券を取得した取扱事業者は、「白子町プレミアム付商品券換金請求書(以下「換金請求書」)に記名・押印し、使用済み商品券を添えて商工会に換金を申し出るものとする。

換金の請求期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年3月13日(金)までとし、請求期間以後の請求は一切認めないものとする。券面金額は取扱事業者が指定する銀行口座に振込により支払う。

(責 務)

8. 取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 取扱事業者であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に白子町が交付するのぼり等の掲示を行うこと。
 - (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものとなる券あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。尚その際、その事実を速やかに商工会に通報すること。
 - (3) 商品券を受け取った場合は再流通を防止するため、裏面に自ら記名・押印すること。
 - (4) 事業者の商品(原材料)の仕入れの支払いなど、業者間の決済に商品券を使用する、事業者や関係者が商品券を購入し、自店で回収したことにして換金し、利益とする行為は絶対に行なわない。
 - (5) 受け取った商品券の盗難・紛失については取扱事業者の責任とする。

(交換、譲渡及び売買の禁止)

9. 取扱事業者は商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(登録の取り消し)

10. 取扱事業者が本事項に違反する行為を行った場合、商工会は当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。